

生活福祉資金（コロナ特例貸付）に係るご案内（猶予・免除について）

令和4年9月末まで行われたコロナ特例貸付について、据置期間が終了し、償還等に係わる手続きが始まっています。手続きの為のお知らせを登録住所へ送付しております。

【お願い】

現在償還のお知らせ等をお送りしています。住所変更等をお忘れの方は貸付を受けた市町社協若しくは最寄りの市町社協にご連絡の上、手続きをお願いいたします。

・広島県内の窓口一覧

URL : <https://www.hiroshima-fukushi.net/fukushi-wp/wp-content/uploads/2023/01/市町社会福祉協議会一覧（コロナ特例貸付の相談窓口）.pdf>

【お知らせ】

お送りしたお知らせの中にも同封しておりますが、一定の条件に合う方については、償還の猶予・免除の申請が行えます。詳しくは下記の URL より条件をご確認の上、お問い合わせください。

【広島県社会福祉協議会ホームページ URL 一覧】

コロナ特例貸付について

URL : <https://hiroshima-fukushi.net/prefectural5/coronatokurei/>

コロナ特例貸付償還（返済）について

URL : <https://hiroshima-fukushi.net/prefectural5/coronatokurei/repayment/>

コロナ特例貸付償還猶予について

URL : <https://hiroshima-fukushi.net/prefectural5/coronatokurei/grace/>

コロナ特例貸付償還免除について

URL : <https://hiroshima-fukushi.net/prefectural5/coronatokurei/exemption/>

※ 緊急小口資金・総合支援資金、総合支援資金延長貸付、総合支援資金再貸付は各貸付品目ごとに手続きが必要となります。

※2 他県で貸し付けを受けている場合には別途手続きが必要な場合がありますので、貸付を受けた都道府県の社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。判らない場合には下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

【償還・猶予・免除に係るお問い合わせ先】

・広島県コロナ特例償還事務処理センター

住所：広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館 4階

TEL : 082-236-8272

・竹原市社会福祉協議会

住所：竹原市中央3丁目13番5号 ふくしの駅 2階 事務局

TEL : 0846-22-5131